

最高裁秘書第2027号

令和6年8月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和6年6月27日付けで大阪家庭裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

後見関係事件において提出する書類の一部について写しを許容する運用の開始について（令和5年12月22日付の大阪家裁後見センターのメモ）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）